

日向市防災公式 X 運用要領

令和 7 年 12 月 15 日
総務部防災推進課定め

(目的)

第1 この要領は、日向市総務部防災推進課（以下「管理者」という。）が X を市民等への防災情報提供媒体として運用することについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この要領において、次に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) X X Corp.（エックス・コーポ）社が提供する、インターネット上で短い文章、画像、動画等の情報（以下「情報等」という。）を不特定の者に公開できるサービス
- (2) 公式 X 管理者が設置し、運用する X
- (3) ポスト X に情報等を投稿する行為又は投稿された情報等
- (4) アカウント X を利用するために取得した権利の総称
- (5) ユーザー X のポストを閲覧する者
- (6) なりすまし ユーザーが、公式 X と誤信するようなアカウントを作成し、又は公式 X のポストを無断で複製、使用、改ざん等するなどして、公式 X によるポストと誤信するような情報等を不特定の者に公開すること。
- (7) リプライ 特定のポストに対し、情報等を返信すること。
- (8) リポスト 特定のポストを引用して、情報等をツイートすること。
- (9) フォロー 他者のポストを自動で受信すること。
- (10) ダイレクトメッセージ アカウントを持つユーザー間で、公開されることなく直接メッセージをやりとりすること。

(運営主体)

第3 公式 X のアカウント名は、日向市防災（@hyugabosai）とする。

2 公式 X の URL は、<https://x.com/hyugabosai> とする。

(アカウント運用者の明示等)

第4 管理者は、なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、公式 X のアカウント名を、日向市（以下「市」という。）ホームページ上に明示する。

2 管理者は、この要領で定めるアカウントの運用主体、X で発信する内容及び発信方法等について、公式 X 内に明示する。

3 公式 X が不正に利用された場合は、管理者は、速やかに X Corp.（エックス・コーポ）社へ報告し、対応を協議するものとする。

4 なりすまし又は公式 X の不正利用を発見した場合は、市ホームページ等においてその旨を発信し、ユーザーに対して注意喚起を行うものとする。

(運用方法)

第5 管理者は、次に掲げる防災行政に関する情報を必要に応じてポストする。

- (1) 大雨警報、洪水警報等の気象情報
- (2) 地震及び津波に関する情報
- (3) 避難勧告等の避難情報
- (4) ミサイル攻撃等の国民保護情報
- (5) その他防災に関する情報

2 管理者は、特に必要と判断した場合を除き、公式Xのポストに対するリプライ及びダイレクトメッセージへの返信は行わない。また、公式X以外のアカウントのフォロー、ポストされた情報等へのリプライ、リポスト等の機能は使用しない。

(著作権)

第6 公式Xでポストした情報等に関する諸権利は、市又は正当な権利を有する者に帰属する。

2 何人も、公式Xの内容について、私的使用のための複製、引用等の著作権法上認められた場合及び公式X上での機能による場合を除き、無断で複製又は転用してはならない。

(公式Xの終了)

第7 管理者が公式Xを終了すると決定した場合は、ユーザーにあらかじめ終了する旨を通知した上で終了することができる。

(免責事項)

第8 管理者は、公式Xでポストした情報等の完全性、正確性、有用性等について、明示的又は默示的を問わず、ユーザーに対していかなる保証も行わない。

2 市は、公式Xでポストした情報等を利用し、若しくは信用したこと又は利用できなかつたことにより生じた損害について、その責を負わない。

3 市は、公式Xに関連して第三者間でトラブルが発生した場合、その責任を負わない。

(個人情報)

第9 管理者は、日向市個人情報保護条例（平成18年日向市条例第57号）及び日向市情報セキュリティポリシー（平成19年日向市告示第84号）の規定に従い、利用者の個人情報の保護に細心の注意を払い、適切かつ完全な管理体制でこれを保護しなければならない。

(要領の変更)

第10 管理者は、事前に通知なく、この要領を変更できるものとする。

(委任)

第11 この要領に定めるもののほか、公式Xの運用に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年8月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年9月5日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年12月15日から施行する。